平成２８年（フ）第１０７７号
札幌市北区拓北４条１丁目11番８号
債務者　西脇　知広
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　忠之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９７３号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘17番地15
債務者　**角**　伸一郎
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野広太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１１号
茨城県ひたちなか市東石川１丁目15番５号
債務者　梅　　克彦
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　人見　光一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１３１号
茨城県鉾田市沢尻409番地２
債務者　菅原　一雄
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１３２号
茨城県鉾田市沢尻409番地２
債務者　菅原多美子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１３３号
金沢市西都１丁目237番地　トリニティ21Ｃ108号、従前の住所金沢市西念２丁目１番39号
債務者　米泉　圭一
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９１号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字西尼ケ塚155番地　西尼ヶ塚荘111号
債務者　井上　康之
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿谷　史枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２７号
埼玉県吉川市大字加藤685番地１
債務者　高見澤泰史
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
千葉県野田市七光台394－１　鈴木ハイツ２－103　大川方、住民票上の住所埼玉県吉川市大字加藤685番地１
債務者　高見澤明子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８８０号
名古屋市千種区高見１丁目19番10号　マスコットハウス501号
債務者　岩﨑　泰典
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　尚武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５９９号
東京都八王子市北野町536番地15サンライズマンション302号
債務者　立石　秀夫
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４６５９号
東京都葛飾区東新小岩８丁目27―15
債務者　山口　和志
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部